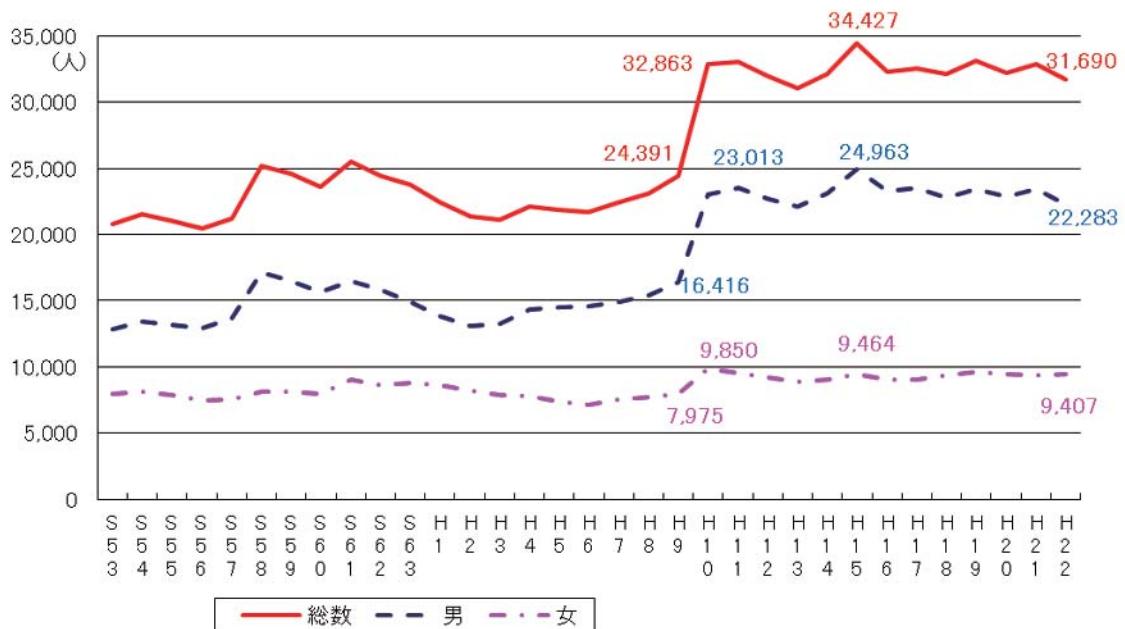


我が国の自殺の現状と対策

○我が国における年間自殺者数の推移

我が国における自殺者数は、平成 10 年以降 13 年連続で年間 3 万人を超えており、大変憂慮すべき状況にあります。



資料：警察庁「自殺の概要資料」より内閣府作成

○死因順位にみた年齢階級・死亡率・構成割合（総数・平成 21 年）

死因別の状況をみると、15 歳～39 歳の 5 階級で「自殺」は死因順位の第 1 位となつておらず、特に 20 歳～34 歳の 3 階級で 40% を超えています。

年齢階級	第1位				第2位				第3位			
	死因	死亡数	死亡率	割合(%)	死因	死亡数	死亡率	割合(%)	死因	死亡数	死亡率	割合(%)
10-14歳	悪性新生物	95	1.6	19.5	不慮の事故	92	1.6	18.9	自殺	55	0.9	11.3
15-19歳	自殺※	457	7.6	31.2	不慮の事故※	457	7.6	31.2	悪性新生物	143	2.4	9.7
20-24歳	自殺	1474	22.1	49.8	不慮の事故	568	8.5	19.2	悪性新生物	222	3.3	7.5
25-29歳	自殺	1739	23.9	48.8	不慮の事故	507	7	14.2	悪性新生物	339	4.7	9.5
30-34歳	自殺	2003	23.9	40.6	悪性新生物	802	9.6	16.3	不慮の事故	546	6.5	11.1
35-39歳	自殺	2474	25.9	31.8	悪性新生物	1694	17.8	21.8	心疾患	774	8.1	9.9
40-44歳	悪性新生物	2792	33.1	26.9	自殺	2418	28.7	23.3	心疾患	1240	14.7	12
45-49歳	悪性新生物	4762	61.8	32.7	自殺	2470	32.1	16.9	心疾患	1850	24	12.7
50-54歳	悪性新生物	9084	118.7	40	心疾患	2791	36.5	12.3	自殺	2763	36.1	12.2
55-59歳	悪性新生物	19036	210.1	45.4	心疾患	5050	55.7	12	脳血管疾患	3501	38.6	8.3
60-64歳	悪性新生物	29858	319.1	48.5	心疾患	7450	79.6	12.1	脳血管疾患	5074	54.2	8.2

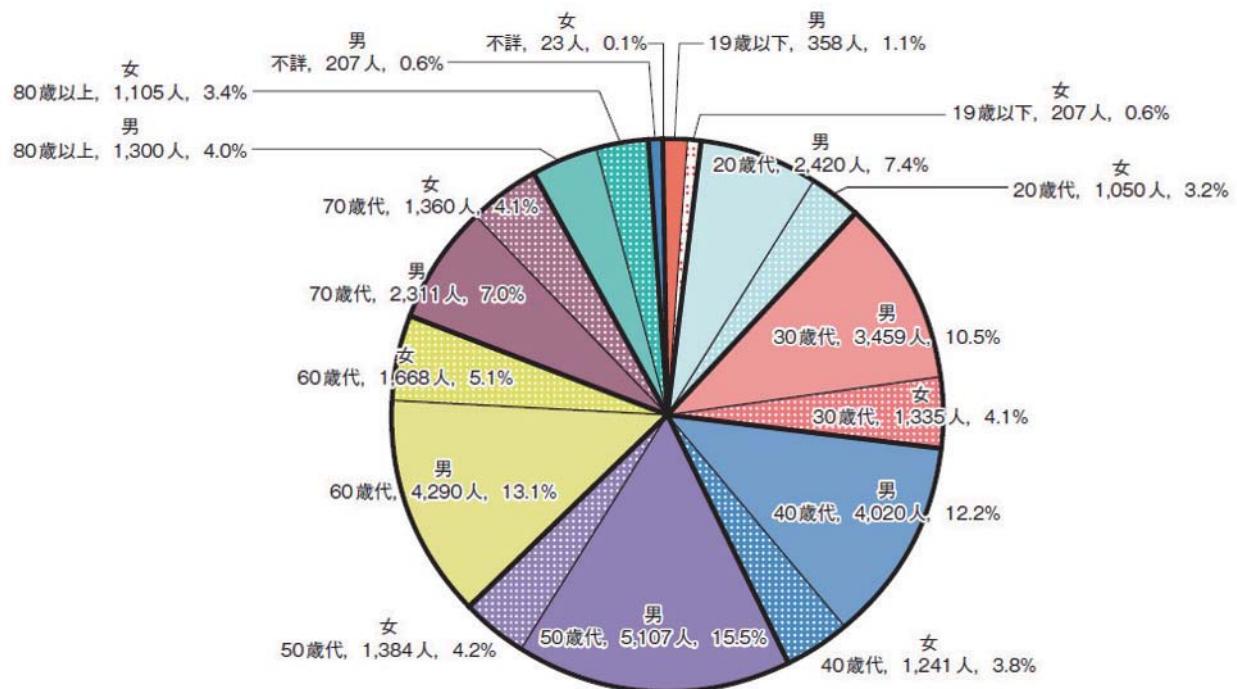
注意：構成割合は、それぞれの年齢階級別死亡数を 100 とした場合の割合である。

総数の年齢階級 15～19 歳の「自殺」と「不慮の事故」は同率第 1 位である。

資料：厚生労働省「人口動態統計」

○男女別の年齢階級別の自殺者数（平成 21 年）

男女別の自殺の状況をみると、中高年で自殺者全体の約 6 割、40 歳代～60 歳代の男性で自殺者全体の約 4 割を占めています。



資料：内閣府「平成 22 年版自殺対策白書」

○平成 21 年・22 年における自殺者の自殺の原因・動機別件数

平成 22 年の状況をみると、原因・動機特定者的原因・動機は、「健康問題」が 1 万 5,802 人と最も多く、次いで「経済・生活問題」7,438 人、「家庭問題」4,497 人、「勤務問題」2,590 人となっています。

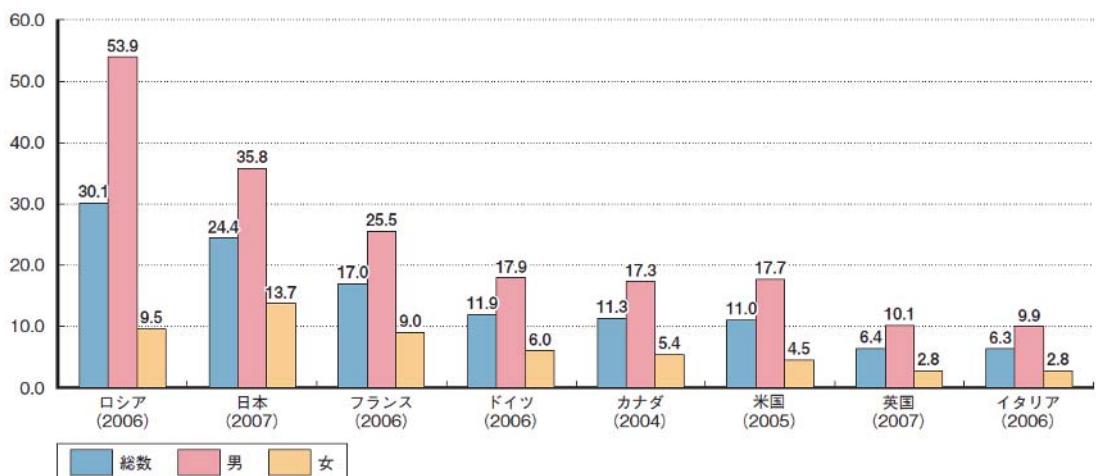
	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
平成22年	4,497	15,802	7,438	2,590	1,103	371	1,533
平成21年	4,117	15,867	8,377	2,528	1,121	364	1,613
増減数	380	-65	-939	62	-18	7	-80
増減率	9.2%	-0.4%	-11.2%	2.5%	-1.6%	1.9%	-5.0%

注意：遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき 3 つまで計上可能としたため、原因・動機特定者的原因・動機別の和と原因・動機特定者数（23,572 人）とは一致しない。

資料：警察庁「自殺の概要資料」より内閣府作成

○自殺死亡率の国際比較

我が国における自殺死亡率は、男女ともに主要国の中でも高い水準にあります。G 8 諸国では、ロシアについて第2位となっています。

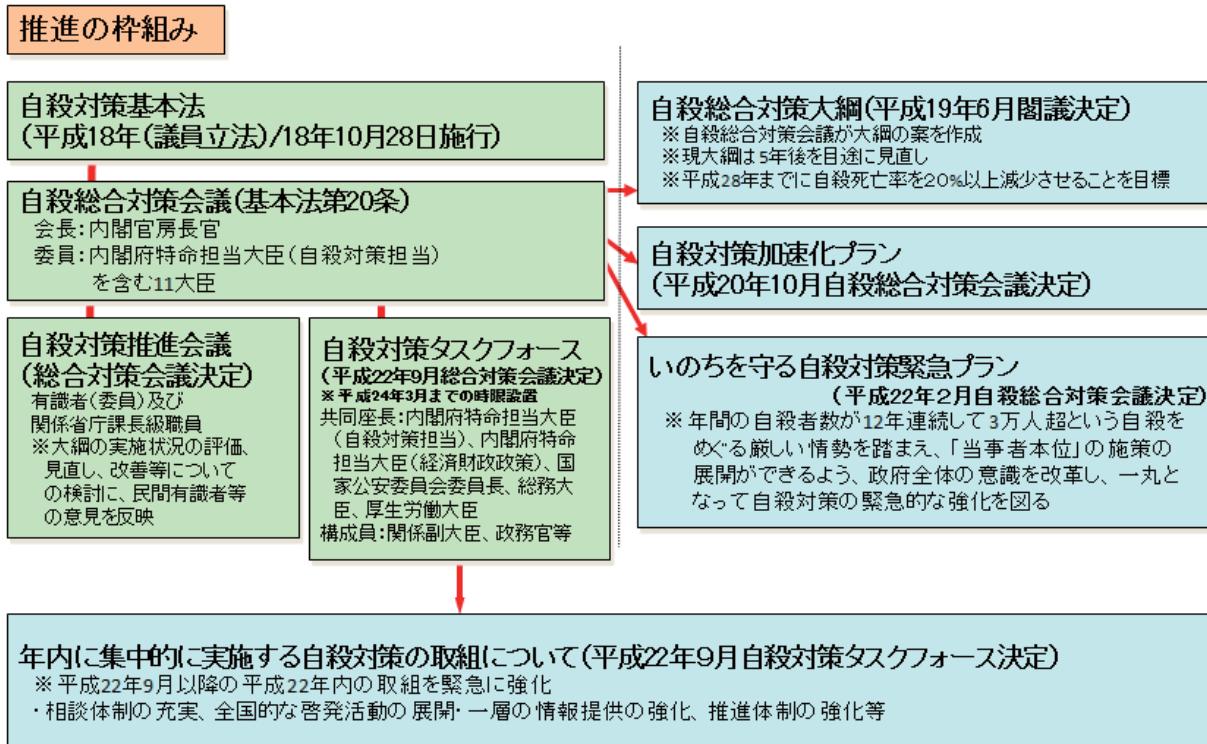


資料：世界保健機関資料より内閣府作成

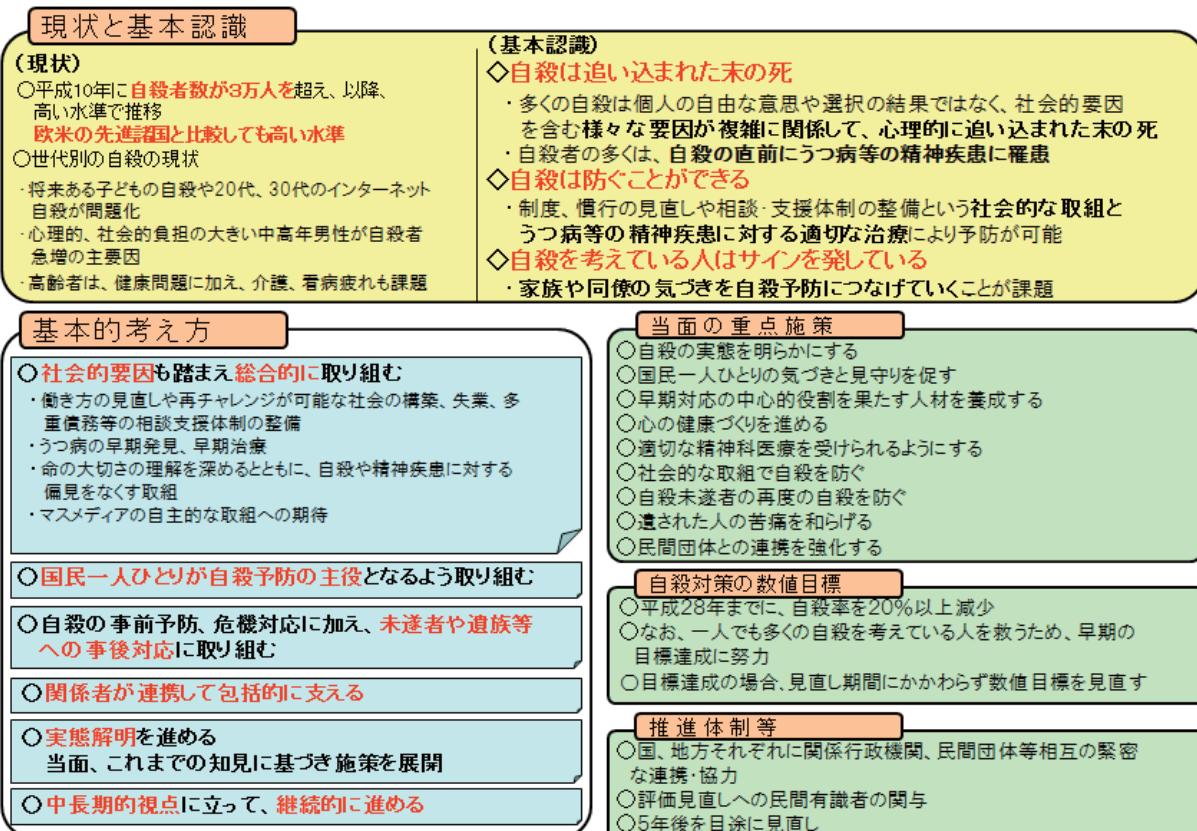
○自殺対策の経緯

- ・平成 8 年 WHO「自殺予防のためのガイドライン」公表
- ・平成 12 年 3 月 「健康日本 21」の中で自殺予防に取り組む
- ・平成 17 年 7 月 参議院厚生労働委員会
「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」
- ・平成 17 年 9 月 自殺対策関係省庁連絡会議設置
(内閣官房副長官の下、11 省庁の局長級 13 名)
- ・平成 17 年 12 月 「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」をとりまとめ
(関係省庁連絡会議)
- ・平成 18 年 5 月 民間団体が「自殺防止を考える議員有志の会」へ
「自殺対策の法制化を求める要望書」を提出
- ・平成 18 年 6 月 「自殺対策基本法」成立 (全会一致で可決)
- ・平成 19 年 4 月 内閣府自殺対策推進室 設置
- ・平成 19 年 6 月 「自殺総合対策大綱」閣議決定
- ・平成 20 年 10 月 「自殺総合対策大綱」一部改正、「自殺対策加速化プラン」策定
- ・平成 21 年 5 月 平成 22 年度第一次補正予算「地域自殺対策緊急強化基金」
- ・平成 21 年 11 月 自殺対策緊急戦略チーム「自殺対策 100 日プラン」を提言
- ・平成 22 年 2 月 「いのちを守る自殺対策緊急プラン」策定
- ・平成 22 年 9 月 自殺対策タスクフォースを設置

○自殺総合対策の推進



○自殺総合対策大綱（平成 19 年 6 月閣議決定）の概要



※統計や施策等の最新情報は、下記内閣府自殺対策推進室ホームページをご確認ください。

<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/index.html> (検索サイトで「自殺対策」と検索)